

岩手県告示第214号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第467号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 西磐井郡平泉町平泉地内（一部）
- 2 実施した期間 令和6年9月1日から令和7年1月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び水準測量